

# 公益財団法人京都市芸術文化協会 後援名義等の使用に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都市芸術文化協会（以下「協会」という。）の後援名義使用及び賞状の発行（以下「後援名義等」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (申請)

第2条 協会の後援名義等を使用する場合は、事業開催日の1か月前までに事務局に申請書（第1号様式）の提出により行うものとする。

## (申請基準)

第3条 後援名義等は、広く市民に芸術文化の普及・発展に寄与する事業について使用を許可するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する等、社会的に非難を受ける事業
- (2) 宗教的又は政治的な色彩を有している事業
- (3) 私的な利益や宣伝を目的としている事業
- (4) 寄付や物品の購入を強要する事業
- (5) その他、協会が適切でないと判断した事業

## (申請書類)

第4条 申請に必要な書類は次のとおりとする。ただし、申請者及び主催者が同一であり、協会の団体会員又は個人会員の場合は、(2) 事業企画書及び(3) 主催団体の概要がわかる資料を省略することができる。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 事業企画書（案でも可）
- (3) 主催団体の概要がわかる資料
- (4) 前回実施した際の広報印刷物がある場合は、その現物

## (賞状)

第5条 賞状の発行は、協会の団体会員又は個人会員が希望する場合のみ別紙（第2号様式）による賞状を交付し、筆耕は主催者において行うものとする。ただし、会員が別紙様式以外の賞状等を作成し、協会名等を使用する場合は、事前に事務局に協議するものとする。

なお、賞状の賞の名称は「公益財団法人京都市芸術文化協会理事長賞」とする。

## (許可の通知)

第6条 後援名義等の使用を許可した時は、後援名義使用許可通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

## (事業報告)

第7条 申請者は、事業終了後、1か月以内に事業終了届（第4号様式）及び後援名義掲載の印刷物を事務局に提出するものとする。

## (改廃)

第8条 この要綱の改廃は、理事長の決裁により行うものとする。

## (委任)

第9条 この要綱に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

# 後援名義等使用許可申請書

年 月 日

公益財団法人京都市芸術文化協会  
理事長 様

公益財団法人京都市芸術文化協会後援名義等の使用の許可を次のとおり申請します。

申請者の氏名 ※団体にあつては名称及び代表者名（協会に届け出ている団体名・代表者名）	所属分野
※協会の会員の場合のみ記入	
申請者の住所及び連絡先 ※団体にあつては、主たる事務所の所在地 (〒 - )	電話 ( ) -
担当者の氏名及び連絡先 ※送付先が申請者と異なる場合は必ず記入 氏名 (〒 - )	電話 ( ) -
後援等の種別	<input type="checkbox"/> 名義使用のみ <input type="checkbox"/> 賞状のみ <input type="checkbox"/> 名義使用と賞状

事業の名称	
主催者 ※会員としての名称と異なる場合は必ずご記入ください。	
事業の実施期間 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) ( 午前・午後 ) 時 分 ~ ( 午前・午後 ) 時 分	
事業の実施場所または区域	
入場料 円	事業の対象者及び対象人数 名
事業の概要及び実績（別添可）	
後援を受けようとする理由 ※当てはまる数字に○をして下さい 1 芸術文化の向上・発展に寄与するため 2 活動を広く市民に周知するため 3 その他 ( )	
公益財団法人京都市芸術文化協会以外の後援等の状況（予定を含む） 共 催： 後 援： その他：	

【催物情報の公開について】 ※以下協会の会員の場合のみ記入  
公益財団法人京都市芸術文化協会の WEB サイトで情報を公開 する しない

▶WEB サイトで公開する場合  
情報を公開してもよい日時： 年 月 日以降  
催物のお問合せ先（公開してもよい連絡先）：Tel. ( ) - Fax. ( ) -  
e-mail [ ]